

国際資料 Ⅱ 4

アジア諸国の婦人問題と行政

(昭和44年度婦人関係行政セミナー)
カントリー・レポート

昭和45年9月

労働省婦人少年局

は し が き

第二次世界大戦後、婦人の地位向上ということは世界的な関心事であるが、特に開発途上国の婦人の地位向上については、国家的レベルによる行政施策の実施とともに、地域の問題に直接接し地域の婦人と共に問題の解決にあたることのできる婦人指導者を多数養成することが必要であると考えられている。国連地域セミナー等においてもこの要請は強い。また、共通するいくつかの問題を持つ国相互の情報交換についても強く望まれている。

このような情勢の中で、昭和45年3月、労働省婦人少年局は海外技術協力事業団の協力のもとに、海外技術援助の一つとして、アジア諸国において婦人関係行政に従事している婦人を招き「婦人関係行政セミナー」を実施した。

この資料はセミナーに参加した各国の研修員が提出したカントリーレポートを抄訳し、収録したものである。

アジア諸国の婦人の現状を知るための一助となれば幸である。

昭和45年9月

労働省婦人少年局

目 次

（ アジア諸国の婦人問題と行政
昭和44年度婦人関係行政セミナー
カントリー・レポート ）

ビ ル マ	1 頁
中 国	6
インドネシア	10
韓 国	15
マレーシア	19
フィリピン	25
タ イ	30

付 録

昭和44年度婦人関係行政セミナー実施要綱

ビ ル マ

ミ ヤ ・ モ ン

(ビルマ政府社会福祉局社会福祉官)

I 婦人の現状と法的地位

1968年から1969年にかけてビルマの人口は約2,690万人に達したが、そのうち婦人は1,370万人であつた。

ビルマの婦人は多くの行動の自由を享受し、法律及び慣習により所有、離婚、相続について自由と平等の権利を持つている。しかし一般に婦人は伝統的な場である家庭に専らに暮すことが多い。

しかしながら、勤労はビルマ婦人の顕著な美德であり、進んで種々の生産活動についている。一部の婦人は男の仕事と呼ばれる分野にも進出し、法律、医療、科学技術、教育あるいは政治に積極的に参加している。

ビルマ新政府は労働者の権利と義務について1964年に種々の規定を設け、これにより婦人は経済、行政、文化、政治、その他社会活動のあらゆる分野で男子と平等の権利を与えられている。

結婚は両親の同意を常に必要とするが、愛に基づいて質素に行われ、持参金の必要はない。

婦人は結婚により姓をかえない。妻は財産に関して夫と平等の権利を持つ。未亡人は法律によつても慣習によつても自由に再婚することができる。離婚は非常にまれであるが、村の長老に承認されれば成立する。

ビルマの労働力人口1,040万人のうち約3分の1にあたる320万人が婦人であるが、働く婦人は賃金、休息と休養、社会保障、教育の権利を男子と同様に与えられている。さらに母子の保護のため、100%有給の出産休暇と産院、保育所、幼稚園等の広範なサービスが国によつて用意されている。

ビルマでは婦人の純潔が尊重され、これを守るため刑法360条、366条(a)により、婦人は暴力により侵される危険のある場合には、如何なる時にも正当防衛の権利が与えられている。

これらの権利の完全な享受を保障するために、新政府は多くの施策を考え、婦人もまた自ら努力した。しかし、ビルマ社会におけるすべての婦人問題が完全に解決したわけではなく、しなければならぬことが依然として多く残っている。

ビルマは経済的にも文化的にも後進国であり、今なお婦人の中には文盲がかなり高い割合を占め、知的水準の高い婦人は非常に少ない。現在働いている婦人の知識や熟練度も低く、十分な経験もない。働く婦人の多くが外に働きに出ることは家事と育児の妨げになると考えている。古い社会から引きつがれた思想の現れである婦人に対する軽視と差別は今なおさまざまのかたちで、婦人と子どもに対する日常の態度の中に、結婚や家庭生活のあらゆる面にはつきりと出てきている。しかしながら今これらの問題は解決されつつあり、近い将来には多くの婦人が指導性を十分に発揮できる時が来ると期待されている。

II 福祉対策と問題点

1. 福祉対策

現在、ビルマの婦人問題として最も大きいものは、社会から脱落した婦人に対する福祉対策である。

社会福祉省は、“婦人の家”に送られてきた脱落した婦人を“完春常

習者”と“一時的転落者”の2つのグループに分け、治療、職業訓練、就職のあつせん、予防対策等を行つている。

完春常習者は法によつて裁かれ、刑が決定したものはラングーンとマンドレーにある訓練施設に送られ、ここで、政府の費用によつて医療上の治療を受け、また、裁縫、紡織、おもちゃやうちわの製造の手工業の職業訓練、一般常識についての訓練を受ける。

しかし、ラングーンにある施設は100人、マンドレーの施設は50人が収容できるにすぎない。

貧困あるいは特殊な社会的環境のため、一時的に転落したものに対しても保護の手が差しのべられ、常習者と同様、婦人の家に送られ、正常な生活に入れるように援助が与えられる。

これらの婦人たちは、ここで同様に、職業訓練や一般常識を教えられ、ある程度の技能を習得したものは適当な作業場に送られ、見習いとして現場訓練を受けることもできる。

この施設は、政府または民間団体によつてつくられ、首都ラングーンに2カ所、他の2都市に2カ所と4つのセンターがもうけられているが、1969年末までに収容、訓練を受けた婦人の数はわずか284人であつた。

このようにして技術を習得した婦人たちはそれぞれ職場に送られ、ここで正常な生活に入つてゆくが、真に一人立ちでき、あるいは正常な結婚生活に入るまでは、保護観察として社会福祉省が指導を続ける。

ビルマ政府は、転落する少女が多いことは、経済開発の不均衡とか少女に対する教育の欠如といった根本的な社会問題から発していることを考え、転落予防のため次のような対策を行つている。

社会福祉省は、町村単位で、家庭運営、一般常識の公開講座をもうけている。

また、文部省も地方の町や村で婦人を対象とする“読み書き算術”の教育を行つている。

2. 問 題 点

一時的に転落した少女達を以上のような方法で正常な生活にもどすのは比較的容易である。しかし、売春常習者を更生させるのは非常に困難である。この婦人たちは身体的に害されていると同時に精神的に欠陥があり、まず精神的に正しい生活態度を身につけさせること、正しい職業観をもたせること、再教育に十分な時間をかけることが大切であると考えられている。

とくに、正常な職業生活に入るためには、次のような問題点が指摘される。

a. 文 盲

この種の婦人のほとんどが文盲あるいは半文盲である。正確に言えば、婦人の家に送りこまれた婦人の80%が文盲、残りが半文盲（読むことはできるが、書くことができない）であつた。

このような人々に対して、まず識字教育を強化しなければならない。これが現在ビルマが直面している最も大きな問題の一つである。

b. 職業能力の欠如

この種の婦人は、事実如何なる生産的な仕事についた経験もなく、職業上の知識も全くもたない。それ故、事業主は彼らを雇い入れようとはしない。このためには、適当な職業訓練施設が必要とされる。

c. 生活態度

売春による収入は正常な職に就いて得る収入に比べ非常に多く、このため売春婦が更生して正常な職につくことは難しい。これが売春婦の更生の大きな問題である。

加えて、彼らは自分自身を社会から阻害されていると考え、自尊心に欠け、モラルが低く、勤労精神をもたない。この考え方を改めるための教育が必要であるが、それには長期にわたる努力が要求される。

d. 一般国民の理解

一般に人々は、この種の婦人を軽蔑し、嫌い、除け者にし勝ちである。しかし、そのような婦人が出てくることは社会の責任であり、この考え方を改めない限り、問題の解決はなされないと考えている。たとえこれらの婦人達が更生して社会に復帰しても、社会がこれを受け入れ、導かなければ、再び転落し、それまでの努力は水泡に帰すこととなる。このため政府は、新聞、フィルム等大衆伝達の手段を通じて世論の再編成に努力している。

e. 子どもの問題

転落した婦人には、しばしば子どもをもっているものがあるが、母親が施設に入り、職業訓練を受けたり、また、その後就職した場合、子どもの世話をする施設が必要であると考えている。

III. 社会福祉省の仕事

ビルマでは、婦人関係の行政を行う機関は殆んどなく、社会福祉省の行う上述の仕事が主なものである。従来一般婦人の純潔を守るためとられていた公娼制度が廃止されたことに伴い、警察が行う取締りに協力して、同省では転落婦人の更生に努力している。

また、国の将来の発展をにぎう次代の育成にとつて、婦人の資質が大きな要素となると考えられることから、婦人の教育、訓練には、とくに力を入れて行なっている。

中国

王 洪 勤

(中華民国政府内政部衛生司第5科技正)

I 教育制度

中国の婦人は、軍関係の学校を除いては、如何なる制限、差別なく男子と平等に教育を受けることができる。中国の教育制度は他国と同様、幼稚園、初等学校、高等学校、短期大学、職業学校、大学、大学院がある。

a、幼稚園： 3才に達した子どもは、男子も女子も、費用を払えないものや身体障害の子を除いては、すべて幼稚園に入ることができる。

b、初等学校： 6才に達した子どもはすべて、家の経済状態の如何にかかわらず、9年の義務教育を受けねばならない。9年になつたのは1969年からで、それ以前は6年であつた。生徒は初等学校を終えろと無試験で中学校に入ることができる。

c、中等学校：

3年制の中学校： 初等学校の延長である。

3年制の高等学校： 中学校卒業生で試験に合格したもののみ入学できる。

d、短期大学と職業学校： 看護学校、家政学校がもつばら女子のために設立されている他は、すべての学校は男女平等に門戸が開かれている。短期大学は、商工業の要請に応えるため設けられ、修業年限3年である。

高等学校卒業生は入学試験を経て、3年制の大学に、また、中学校卒業生は入学試験を経て、5年制の大学に入ることができる。

e、大学： 現在、79の大学があり、毎年11万人の卒業生を出している。このうち、半分の65,260人が女子である。共学の急速な増加に伴つて、ある学部では女子が男子より多くなっている。さらに、卒業後は希望により職業につき、あるいは学問を続けることができる。勉学を続ける場合には、政府が各種の勉学上の援助を与える。

II 婦人の雇用

雇用に関して男女は平等である。婦人は、中央並びに地方政府、議会、県や市の協議会、保健団体、公営、私営の企業、工場、その他で働いている。この中には、裁判長、文部次官、校長、教授、各種委員会委員、国会及び地方議会議員、事業家などがいる。この他行政機関、国家復興事業でも婦人はあらゆる分野で働いている。婦人は男子と同様に働き、同じ報酬を受けている。婦人はまた、農漁村では夫を助けて働き、物売りの船にのることもある。

現在、「工場へ」運動が婦人に新しい職業分野を拓けた。婦人は軽工業の面で大いに活躍し、男子と共に国の再建につくしている。

近年、働く婦人の数は増加し、1965年の71万1,851人から1969年には108万6,670人となり、うちわけは次のとおりである。

産業別婦人労働者数と割合			
産 業	実 数	百分比	
公営及び私営の製造業	130,478人	12.0	
木材業、漁業、製塩業	177,044	16.3	
紙業	6,493	0.6	
公 業 事 業	2,218	0.2	
商 業	7,6800	6.8	
農 業	677,044	62.3	
運 輸	15,279	1.4	
不 明	4,314	0.4	

働く婦人の健康を守るために、次のような規定がもうけられている。

1. 婦人の坑内労働の禁止
2. 産前1カ月産後1カ月の有給出産休暇
3. 婦人の夜業の禁止

その他、働く婦人の保護のため次のような規定がある。

1. 公務員及び労働者のための社会保険
2. 出産休暇
3. 結婚休暇
4. 病気休暇
5. 無料の医療
6. 貸付金制度
7. 生活協同組合
8. 通勤のための乗物の無料制度

また、公営企業内においては、計208の婦人の相互援助組織がある。上席の婦人は組織をリードし、婦人労働者の身心の保健並びに生産の向上につとめる。砂糖公社、塩公社、電力会社、石油会社、アルミニウム公社、たばこ・アルコール専売公社、郵便局、高速道路局、鉄道局等の中に婦人の相互援助組織をもっている。

Ⅲ 公職にある婦人

婦人は選挙に男子と同様に立候補できるが、婦人には議席の“一定数が留保”されているので、有利である。

現在公職にある婦人は、次のようである。

- a、国会議員 56名(459名中)
- b、中樞院委員 18名(80名中)
- c、国民総会委員 207名(1,508名中)
- d、地方委員会委員 11名(74名中)

e、市委員会委員 123名(907名中)

f、町村委員会委員 385名(4,776名中)

以上のポストについている人々は、国民によつて直接選ばれ、真の国民の代表として、国の政策遂行の任にあつている。

インドネシア

タチ・マリヨーノ

(インドネシア政府家庭地域社会福祉庁)
家庭地域社会福祉局長

I 婦人の現状

インドネシアの現在の推定人口は1億1,957万2千人である。そのうち6,060万4千人が婦人で、その大半は農村部に住み、婦人は政治、法律、国防、保健、経済等の分野において常に積極的な役割を果たしているが、特に教育の分野においては大いに貢献している。即ち初等学校から大学に至るまで婦人の教員は多く、また、後援者として協力している。福祉の分野においても子ども、働く母親、近隣地域社会の福祉に貢献している。

公職への進出状況は臨時国民諮問会議のメンバーとして50人、国会議員として24人を婦人が占めている。婦人の検察官もいる。

国家の建設に婦人が大いに参画できるのは、婦人が男子と同等の権利を有しているからで、1945年のインドネシア憲法には次のように規定されている。

第27条

1. すべて国民は法と政治において平等の地位を有する。
2. すべて国民は人間として働く権利、生きる権利を有する。

第30条

1. すべて国民は国防に参加する権利と義務を有する。

第31条

1. すべて国民は教育を受ける権利を有する。

II 福祉対策と問題点

1. 労働福祉

婦人労働者は1951年法律第1号によりその安全、名誉、保健を下記のように保護されている。

第9条第1項

婦人を、健康や安全に有害な業務、または転落する危険のある仕事に就かせてはならない。

第22条第1項

業務の性質上婦人でなければならないもの以外は、婦人を夜業に就かせてはならない。

第13条

1. 生理日の第1日目、第2日目に婦人労働者を強制的に働かせてはならない。
2. 婦人労働者は産前又は流産後、1.5カ月の休暇を認められねばならない。
3. 産前休暇の期間は、医師の診断により健康上休暇の延長が必要であれば、最高3カ月まで延長することができる。
4. 授乳を必要とする子どものいる婦人には、もしそれが労働時間中になされなければならない時には、適当な授乳時間を与えなければならない。

働く母親に対する保護は、上述の法的保護の他に、社会福祉省の協力のもとに行なわれている地域社会の活動がある。地域社会には小さい子どもをもつて働く母親のために昼間保育所がある。保育所があることによつて母親は安心して働くことができる。

2. その他の福祉対策

インドネシアは農業国であり、人口の90%が農村部に住んでいる。インドネシアは開発5カ年計画によつて経済的に復興しつつあるが、これは農業の近代化に重点をおいている。農業を近代化するためには、物質的にも精神的にもしなければならないことは多いが、とくに教育が重要であると考えている。そこで、国は国民がすべて教育を受けることができるよう教育の機会を広めることに努めているが、教育の機会の60%は都市に集中するため若者は勉学のため都市に出てゆき、勉学を終えた後も、村へ帰り地域社会発展のために努めようとするものはほとんどいない。このため村には老人と、せいぜいほんの少し教育を受けた人しかいないことになり、村民はあいも変わらず因習に満ちた生活をしている。

村と都市との均衡ある発展を達成するためには、国家行政のあらゆる部分を包含する機関をつくり、そこで地方開発の諸問題を解決するようにすることである。

家庭は国の基礎であり、それゆえに家庭はいかなる状況のもとにおいても完全な姿で残らなければいけないと考えられている。そして家族福祉の建設には婦人が、より重要な役割を果たすという考えに基づいて、村の婦人のために特別な教育活動がなされている。この活動は村民が農業に従事する時間を考慮して、季節的に行なわれる。この計画によつて村の婦人に与えられる知識は家庭生活に関するものが主で、子どもの教育、衣食住に関する基本的な知識、衛生に関する知識、家計運営に関する知識、家族計画等についてである。

しかし、このような知識を広めるだけでは農村と都市の知識の均衡をもたらしたり、一般的な婦人の発展をきたすのに十分ではない。そこで民間団体である村落社会委員会が政府の指導のもとに設立されている。婦人はこの組織に参加することによつて社会的責任について学び、如何にして実行するかということを教えられ、社会福祉省の担当官の指導も

受ける。

村落社会委員会の仕事は保育所に関すること、結婚相談所の設立に関すること、余暇活動に関すること、母子福祉に関すること等であるが、援助の必要度は村の状況により異なる。

農村と都市の婦人の均衡ある発展向上を達成しようとする企ては非常に困難であるが、婦人には、政府の指導のもとに自らの福祉を自ら獲得することが期待されている。

(付 属)

・基礎統計

総 面 積	1,904,345 km ²
総 人 口	1961年国勢調査: 97,387,000人 1969年末 推定: 118,000,000人
出 生 率	1,000人当り 43~45人
死 亡 率	1,000人当り 26~29人
年令別人口の割合 (1961年国勢調査)	
0~~15才	43%
16~64才	54%
65才以上	3%
労働力人口中の農業従事者の割合:	70%
1人当り国民所得:	80ドル

・人口の特長

1. 地理上の分類

インドネシアの人口の1つの特長は、人口密度が非常にちがうことである。国の総面積190万km²の7%にすぎないジャバ、マズラに、人口の65%の人が住んでおり、人口密度1km²当り480人である。しかし、その他の島の人口密度は、例えばスマトラ、カリマンタン、スラウジャ及び他

の島々では1km²にそれぞれ33.0人、7.6人、37.0人、12.5人の割合である。

全人口の15%が都市に住んでおり、その3分の2はジャバとマズラに集中している。

2. 人口の特色

1961年の国勢調査から得られる年齢と性別による人口分布によれば、0～9才までの層が33.6%で最も多い。それは乳幼児の死亡率の減少と最近の出生率の増加の結果である。一方10～19才の層は戦争の影響により全人口の16.5%にしかすぎない。

総人口の約42%は15才以下である。ジャバとマズラでは、この割合は他の島々よりも小さくそれぞれ40.1%、40.2%である。一般に都市地域でこの割合は農村地域よりも少ない。

また、国全体の労働力率は80.8%で、ジャワ、マズラでは77.0%である。

3. 男女の割合

女100人に対する男の数は国全体でも、ジャワやマズラでも約95.0人である。一方スマトラやカリマンタンでは、その数はそれぞれ102.0、101.0で女子人口が多い。都市では就職や教育を受けるために男子が農村部から出てくるので男子の数が多く、男子100に対し女子96.8である。

韓 国

李 玉 順

(大韓民国政府保健社会部婦女児童局婦人課長)

I 婦人の雇用と問題点

工業化の漸進に伴い、韓国の各産業も新しい動きに適応することを迫られており、これが婦人労働者の上にある種の変化をもたらしている。

今日、技能労働力の不足から、婦人の技能労働者の確保は産業にとり欠くべからざるものであり、このため、雇用上の婦人の地位は急速に上昇してきている。

女子労働力が全労働力中に占める割合は、1967年には35%であつたが、1968年には36.7%に上昇した。

現在、働く婦人は354万人おり、第3次経済発展計画のもとで、婦人労働問題は非常に重要なものとなつている。

職業別労働者数と婦人の割合

職 種	総 数	男	女	(%)
計	9,261千人	5,867千人	3,394千人	(36.6)
専 門 技 術 者	260	202	58	(22.3)
公 務 員	98	97	1	(1.0)
事 務 員	409	347	62	(15.2)
販 売 員	1,244	686	558	(44.9)
農業、林業従事者	4,614	2,680	1,934	(41.9)
漁業、狩猟従事者	236	183	53	(22.5)
鉱 業 従 事 者	90	82	8	(8.9)
運輸通信従事者	145	139	6	(4.1)
製造業従事者	1,599	1,156	443	(27.7)
サービス業従事者	564	293	271	(48.0)

上の表のように、全体として婦人は全労働力の約3分の1を占めるが、公務員や専門技術者の数は少なく、主として、農業、販売、サービス業等に従事している。

ある調査によると、働く婦人の職業人としての意識は低く、家計の補いと時間つぶしのため働きに出ているにすぎない。このため、使用者が婦人労働者に期待するところは少なく、婦人の就労期間も2、3年である。それ故、労働条件も改善されることがない。しかし、今後の問題としては婦人の専門技術者が退職すると、技能労働力を失うこととなるので、このような場合にはパートタイム雇用に対する考慮も必要であろう。

今日まで男女を区別する多くの差別が行なわれており、働く婦人の地位を向上させるためには、使用者の反省を促すよう努力しなければならないであろう。

Ⅱ 働く婦人の諸問題

1. 昇進と賃金

一般に婦人に適していると考えられている教師の場合をとってみると、1968年、教師の総数15万人のうち、女教師は約22%の3万人であるが、この数は年毎に増加している。しかし、女教師は高等教育や責任ある地位につくものは少なく、校長は100人のうち4人である。

さらに、婦人は勤めている間、初めから終りまで同じ地位におかれ、全く昇進の機会がないことが多く、これが働く婦人の意欲を喪失させている。

婦人が働くことについて、制度上男子との間に如何なる差別もないが、事実上は伝統的に婦人の進出をはばむような気分が一般に存在する。

例えばある銀行では、婦人は昇進試験をうけることができず、さらに、結婚すると余儀なく退職させられ、また、給料も男子より低い。

また、ある職場では、婦人は男子と同じに試験に合格しても、低い地位しか与えられず従つて給料も安い。

社会一般が婦人の給料を低くおさえようとするのが、婦人の社会進出をはばむことになつている。

しかし一方、以上のような事情にもかかわらず、婦人は職業上の知識や才能を余々にのばしてきている。

2. 就労期間

女教師について、いつまで働きたいかを調査したところ、26%が子どもができるまで働きたいと答え、24%が家の収入が十分得られるまでと答え、60%以上が就労を一時的なものと考え、15%が仕事を使命と考え、生涯続けたいと答えた。

一般に、婦人は生活費が十分になると仕事を止め、また、保守的で伝統的に家事に関心が強いので、職業について将来の展望をもつことが少い。これが婦人の就労期間が短い大きな理由となつている。

婦人の就労期間は2、3年で、そのため使用者は婦人に積極的に投資

することをせず、必要な技術や知識に欠けるので給料も低く、昇進も期待できないことになる。

働く婦人については、以上のように種々の問題があるが、既婚婦人については、その職業と家庭生活の円滑な遂行のため各種の施策が行なわれなければならない。また、未婚の婦人については、結婚後も職場における地位を確保できるよう、国としても努めなければならない。

マレーシア

ザハール・ハジ・ムニール
(マレーシア政府厚生省福祉局社会福祉官)

I. 婦人の法的地位

結婚： 回教法のもとでは、女子は15才になれば、あるいは思春期に達すれば、「ワリ」とよばれる通常父親、または父親の側の男子親族による婚姻後見人の同意を得て結婚できる。この点回教徒の婦人は、結婚最低年齢に達すれば、親の同意なしに結婚できる民事法や中国慣習法の適用をうける他の婦人に比べて不利である。また、回教では未だに一夫多妻がみとめられており、これが婦人に種々の不利益をもたらしている。

結婚の登録は、法律により義務づけられている。

財産権： 西マレーシアでは、婦人の結婚前あるいは後の権利については「既婚婦人条令」の適用をうける。これによると、既婚婦人は独身婦人と同様に、いかなる財産をも取得し、所有し、処分することができる。また既婚婦人は独身婦人と同様に、不法行為、負債または債務に関して責任を負い、自分の名で訴訟の当事者となることができる。また破産法の適用も受ける。

しかし、マレーシアのような多民族国家では、種々の法制のもとに異なる権利が規定されている。たとえば、回教法の下では、夫婦が共同で取得した財産については、婚姻中は共同所有となり、離婚の際には平等に分配す

る。しかし夫一人が得た財産については、離婚の際には3分の1しか妻には分配されない。回教法のもとでは妻からの財産保全請求は認められていない。

相続権： 配偶者の一方が死亡した場合、生存配偶者が、その財産を相続することについては慣習、民法ともに認めている。遺産分配条例によれば、夫が無遺言で死亡した場合、妻への配分は次のとおりである。

妻と子を残して死亡した場合は3分の1、妻のみを残して死亡した場合は2分の1である。生存配偶者以外の相続人の持分は平等であり、相続人は法律で定められている。

回教法の下では、親が死亡した場合、子の相続分は男は3分の2、女は3分の1と、性により異なる。

親の権利と義務： 子に対する親の権利義務は夫婦平等である。しかし、非嫡出子の場合、母親がその監護の優先権を持ち、扶養については裁判所を通じて、その子の父親に請求することができる。

離婚： マレーシアにおいては、正当な理由があれば離婚することができる。この権利は男女平等に持つている。改正された回教法によれば、回教徒も宗教裁判所により離婚することができる。

国籍： 外国婦人は結婚によりマレーシアの国籍を取得できる。通常婦人化するには7年を経過しなければならないが、マレーシア人と結婚した外国婦人は、結婚を登録した後2年たてば婦人化することができる。

政治的権利： マレーシアにおいては、婦人は21才以上になれば、選挙権、被選挙権が認められている。現在、福祉大臣と上院議員2名が女性である。

II 福祉対策と問題点

1. 福祉対策

a. 売春防止対策

A. 婦人と少女が他人の利益のために、売春婦になるのを防止するため「婦人と少女の保護に関する条令」が制定され、これに従って、売春婦となつた婦人や少女を保護者という権限のもとに収容できる「保護施設」が設立された。通常社会福祉局長、また、西マレーシアの場合には州の社会福祉官に保護者の権限が与えられている。西マレーシアでは30人収容できるリハビリテーションセンターが開業5ヵ年計画のもとに設立された。他の類似の施設がペナンにも設けられている。これらのセンターでは、再び売春婦になることがないように指導し、将来彼等が働くための準備のため、家事や職業の訓練を行つている。

b. 母子福祉対策

妊婦や育児中の母親に対するサービスは母子福祉センターによつて、それぞれの地域の水準に従がって行われている。

地方の保健制度は急速に広がり、人口2,000に対して、少なくとも1人の助産婦と1カ所の診療所をもつ保健所が設置された。ここで看護婦や助産婦は、地域の母親に対し食物その他一般的な保健の知識を与え、指導を行う。

c. 家族計画

「家族計画連盟」が設立され、婦人や家族全体の福祉に非常に貢献している。連盟は、家族の幸福を増進する手段として、急速にたくさんの子どもを生むことによつて生ずる不健康、過密、貧困を軽減するために健全な家族計画を国民に普及する活動を行つている。

d. 生活相談

生活相談は、農村地域では、主として村長が当る他宗教団体、福祉施設が行つている。相談をもちこむ住民は通常文盲で、結婚生活の悩みごと、未婚の母や未亡人からの求職の相談などが多い。

e. 生活保護

政府は生活保護課を設け、貧しい母子家族、老令者等に金銭あるい

は物資による援助を与えている。また、公的の、あるいは民間の老人ホームが設けられ、貧しい老令婦人を収容している。

f、その他の活動

婦人協会連盟は各会員に、教育的、社会的娯楽活動に対する機会を提供して、会員の進歩と福祉、家庭や国家の進歩のために彼等が働くことができるようにしている。協会はまた、婦人が国民としての生活の中でより意義ある役割を果たすのを援助し、異なつた民族の婦人相互の理解を深めるのを助ける役割も果たしている。

2. 問題点

婦人の間にある文盲、無知、貧困は上に述べたような活動の円滑な実施を妨げるものである。例えば回教を信じている多くの婦人は、子どもを生むことは神からの授けものであり、それゆえに家族計画を実行することは悪であり、罪であるという強い信念を持つていて、家族計画を実行しようとはしない。更に多民族国家であるため、言語上の問題も大きな障害となつている。

手のかかる子どもをかかえて働かなければならない婦人にとっては、いかにして昼間保育所をさがすかという事が切実な要求であり、問題である。

また、売春婦の更生は最も困難で且つ報われない仕事の一つである。

III 婦人の雇用と問題点

1. 婦人の雇用状況

マレーシアでは、婦人は経済的平等を享受していない。婦人労働者は男子労働者よりも低い賃金で雇われている。婦人は労働力として国の経済開発に欠くことのできない力であるが、婦人は多く伝統的に女の職業と考えられている事務や秘書の仕事についており、専門職の場合でも看護婦や教員になつている人が多い。他の専門職につく人は希で、高所得

者層にいる婦人は少ない。

働く婦人の保護については、雇用条例によつて、婦人の深夜業と坑内労働は禁止されており、産前産後継続60日間の出産休暇の権利を有し、その間は現金で手当を受けることができる。

2. 問題点

a、家庭責任

社会の間では女性は劣等なものだとみる考え方が伝統的にあり、今なお婦人は家庭にいたることが最も適しているという考えが強い。このため子どもをもつて家庭の外で働いている母親に対しては、この偏見が重くのしかかり、昼間保育所や家事手伝者を見つけ出すことが難しい。このような母親としては、子どもにとつて、また自分にとつて最も良いということは何であるか、社会の構成員の一員としての社会に対する責任とは何であるかということを真剣に考えなければならない時期である。

b、労働条件、その他

婦人の経済的分野への進出にとつて大きい障害の一つは、近代化の要求によつて生み出された多くの新しい職場に適応できるような訓練を受けている婦人が少ないことである。また、かなり高度の教育を受けた婦人がいるとしても、現在のように婦人には、権限もなく賃金も低い仕事しか与えられない状態では、資格ある婦人を職場につけて、能力を発揮させることは非常に困難である。

3. 婦人公務員の状況

婦人公務員は結婚によつて退職しなければならない。そして結婚後も就職の意志があるか否かを権限ある官庁に届け出ることが要求される。結婚後も就業する場合は、臨時雇として、雇用期間は1カ月毎に更新され、昇進はあるが身分はあくまで臨時である。

しかし、一般に年金制度の適用を受ける婦人は、所属長の報告に基づ

き国家人事委員会が、既婚婦人としての彼女の立場と責任が、必要な業務の遂行に妨げとなるという判断を下さない限り、通常結婚により退職を要求されることはない。但し、これは東マレーシアで働いている婦人には適用されない。

退職金は年給受給資格の有無に拘らず、最初に減についた時に未婚であつて、少くとも5年以上継続して働いた後に退職する場合、もしくは、結婚を理由に退職を要求される婦人に与えられる。年金受給資格のない場合には、勤続年数1年につき、給料の1ヵ月分の割合の額で、最高1年分の金額が退職金として支給される。

一般に婦人は結婚しているというただそれだけの理由で十分に業務を全うしないと考えられており、既婚の婦人公務員の雇用に関しては、明らかに差別や不平等があり、改正されねばならない点が多い。

母性保護の権利については100%有給で産前産後各6週間の休暇が与えられる。東マレーシアでは、医師の診断書にもとづき産前産後各4週間の100%有給の休暇が与えられる。

フィリピン

マリア・ベロー

(フィリピン政府社会福祉省家庭福祉局
主任ソーシャル・ワーカー)

I 働く婦人の概況

婦人は、以前はただ単に家事労働だけをしていればよいと考えられており、一般に、ある種の職業は婦人に適さない。とくに、行政監督といった仕事は男だけがすることができると考えられていた。そして、このような考え方が婦人の就職の機会を狭めていたのである。

しかし、戦争によつて労働力の需要が増大し、男子の軍役によつて婦人が男子に代つて種々の仕事につくことを要求されることとなつた。産業開発は従来の伝統的な考え方を変え、婦人の社会的、経済的地位に変化をもたらし、婦人の職場への進出を容易にするとともに、生活費の増大にともなつて婦人も家庭から出て仕事につくことが多くなつた。このような社会情勢の変化によつて、婦人の職業訓練の機会も増え、同時に仕事につく婦人の数も多くなつた。

婦人の職場進出に伴つて、子どもの世話や教育を諸施設が代つて行うようになつたが、このことがまた、子どもの情緒面、行動面にある種の不安をもたらし、種々の問題が起つていることも否定できない。

現在フィリピンにおける労働力人口中33.4%が婦人である。婦人は以前には全く男だけしかいなかった分野にも進出し、今ではあらゆる分野に

就労している。

職場における最近の革新はコンピューターである。国民は自動化により多くの事務労働者が不要となり、国内には多くの失業問題が生ずるだろうと考えている。しかし使用者は機能の拡大、生産性の増大、新製品をつくる企業のことを考えれば、多数の失業など起こりそうもないと信じている。

婦人少年局の研究によれば、技術的、科学的進歩はフィリッピンの婦人労働者の地位にさほど影響を与えてはいない。婦人はあらゆる産業で、特に手先の器用さとか忍耐を必要とする手工業分野では雇用の需要は続くであろうということを示している。

事実コンピューターの操作には、婦人は根気がよいためより好んで使われている。しかし、婦人労働者は技術的变化によつてその職を奪われることはないが、未熟練労働者として企業内で単純な仕事にまわされることが多い。

職業訓練は職業訓練局によつて大規模に実施されているが、不利な状況にある婦人に対する職業訓練は社会福祉省職業復帰局が実施している。中高年令婦人労働者に対する訓練、再訓練は企業内においてもなされており、実施方法としては政府と民間機関の共催によるセミナーあるいは現場訓練によつて行われる場合もある。

II 婦人少年局の組織と業務

フィリピンでは、憲法14条6節の「国は労働、とくに働く婦人と年少者に対する保護を与えなければならない……。」をうけて、働く婦人と年少者の保護を目的として、労働省の中に「婦人少年局」が設けられている。

婦人少年局は1960年6月18日に設置され、1961年1月16日その機能を開始した。初代局長はHorrena Acosta 夫人であつた。

婦人少年局には調査研究課、現地活動課、監督課が設けられている。

1. 婦人少年局の業務

- a、「婦人・年少労働者法」の実施に関すること
- b、働く婦人と年少者の福祉を増進し、労働条件を改善し、能力を開発し、有利な職につく機会を確保し、社会教育的文化的進歩を促すような基準や政策をつくること。
- c、働く婦人に関係のあるすべての問題について調査・研究を行い、労働大臣に報告書を提出し、労働大臣が命ずる方法と範囲内でその結果を発表すること。
- d、商業、工業、農業及びその他の分野に働く年少者の雇用に関して研究し、勧告を行うこと。
- e、働く婦人と年少者に関する事項について教育、広報活動を実施し、また、必要な助言を与えること。
- f、働く婦人や年少者の雇用に関係ある規則や解釈に関して、労働大臣に勧告を行い、また、地方官署から「労働基準委員会」へ訴えられる問題の中で、出産休暇や同一賃金請求のような問題を含んでいる場合には、必要な助言を行う。「労働基準委員会」は労働基準局長、婦人少年局長及び他の2名の委員によつて構成される。
- g、その他労働大臣が必要と認める働く婦人の問題に関する職務を履行すること。
- h、働く婦人についてのあらゆる情報交換の政府機関として活動すること。

婦人少年局もしくはその権限ある代行者は、監督、調査、研究の目的のために、勤務時間中でも婦人労働者を雇用する事業場内に立入ることができ、名簿、出生証明書、特別労働許可証、その他の関係書類や記録の提出を要求することができる。そしてそこに働く労働者に質問を行い、法に規定された職務の遂行に必要な事情、情況について調査を行うことができる。

また、「婦人・年少労働者法」をより効果あらしめるため、婦人少年局の出先機関が12の地方に設置され、監督官が配置されている。

2. 婦人少年局の業績

a、「婦人・年少労働者法」を、規則、政策、助言、寛恕、その他働く婦人の福祉のために計画されたすべてのものを通じて、より深い意味と内容のあるものとした。

b、婦人少年局が人間関係を考慮した政策をたてることにより、政府と国民特に働く婦人との関係をより親しみあるものにした。

c、各種の調査、研究を行い、工業、商業、農業及びその他の分野に働く婦人と年少者を組織的に保護している。例えば、バス会社を対象として実施した調査によつて、車掌の労働時間が法律で認められているよりもはるかに長いということが明らかになったので、数回の会議を通じて、労働時間に関する啓発活動を行なつた。

d、フィリピン語、英語で書かれたパンフレット等を定期的に出版し、専門家や弁護士を派遣して、労働法のもとでの婦人労働者の権利と特典について広範な啓蒙活動を行ない、この問題についての国民的理解を、特に婦人労働者と使用者の間に浸透させた。

また、各種の資料を婦人労働者の働く事業場のみでなく、大学、図書館、報道機関等へも送付して、広報活動につとめている。

III 婦人福祉ホーム（アサンシオン・ベレス・センター）

この施設は、故アサンシオン・ベレス夫人が社会福祉委員会委員であつた時、転落したり、不幸な環境にある婦人や少女の福祉、更生の施設として設立したものである。894平方メートルの敷地に建てられた三階建の建物で、アボ・ケソン市にあり、1948年3月4日に社会福祉委員会に移譲された。

ホームは現在、社会福祉省家族福祉局の管理のもとにおかれ、一時的に

転落したり、家出をした16才以上の少女や婦人を収容、保護している。

この運営は、「救済事業基金」によつて行なわれる。

ホームの目的は、これらの婦人が、その人生に再び新しい希望をもつて社会に復帰できるよう、保護し、教育訓練を与えることである。

国の経済開発の進展に伴つて、すべての国民の能力を開発、活用することが要請されており、政府は、福祉ホームがその目的と機能を十分果たすよう努力するとともに、婦人受刑者の収容施設の全面的改革を行うなどして、婦人の福祉対策につとめている。

タ イ

ソーンタム・ヴァイガルシー

(タイ国政府労働省婦人少年センター所長)

ルチラ・デグンチヨーン

(タイ国政府内務省公共福祉局社会保障課
医療係長)

タイは、1969年人口3,300万人(うち女子人口1,600万人)を擁する農業国である。働く人の80%は農業に従事し、目下工業の開発計画がすすめられている。

タイにおける婦人の法制上の地位、働く婦人の現状、問題点等は、おおむね次のようである。

I 婦人の法制上の地位

公民権： 法制上婦人は基本的人権を有しており、これは、人間の尊厳、自由、民主主義を守るという国の公約の一つとして尊重、育成されねばならない。タイの婦人は、1932年の最初のタイ国憲法によつて選挙権並びに被選挙権を与えられており、現在、6名の衆議院議員が、バンコック及び地方から選出されている。この数は少いが、婦人候補者の当選率は男子と比べると非常に高い。そこで、将来婦人の候補者が多く立つようになれば、婦人議員の数もつと多くなるであろうと考えられる。

市民権： 市民権の取得は、男女同様な方法で行なわれる。すなわち、領土内での出生、市民権を有する両親による外国での出生あるいは国籍の取得により得られる。外国人である妻は、夫が法を侵さない限り市民権を取得できる。市民権を有する婦人が外国人と結婚した場合、他国に忠誠を

誓うことによつて市民権を放棄しない限り、これを保持することができる。

財産権： 民商法典のもとで、妻または夫婦双方による管理を婚姻前に契約しない限り、夫婦の財産の管理者は夫であり、妻の契約は無効である(1468条)。

但し、財産の管理者は夫であるが、家事については妻が管理の権利を有し、家族の生活に見合った必要なものをととのえることができる。

II 働く婦人の現状

1969年、働く婦人の数は約700万人で、全労働力の42%を占めている。

注：国勢調査では、生産年齢人口を11才以上としている。

1963年の労働力調査によると全都市地区における働く婦人の従業上の地位別、配偶関係別、職業別分布は、次のとおりである。

従業上の地位別分布

計	100.0%
経営者	0.6
公務員	8.4
民間企業雇用者	30.6
自営業主	32.4
家族労働者	28.0

配偶関係別分布

計	100.0%
既 婚	45.5
未 婚	40.6
死 別	8.3
別 居	3.1
離 別	2.5

職 業 別 分 布

計	100.0%
販 売 従 事 者	40.4
生産工程従事者、労務者	19.8
サービス、娯楽業従事者	16.9
農業及び関連業従事者	9.2
専門的技術的職業従事者	8.5
事務的職業従事者	4.1
分 類 不 能	1.1

タイでは、婦人は男子と同様あらゆる職業についており、法律上も、本質的に婦人に向かない、例えば軍隊の戦闘部隊のような部門を除いては、どの職業につくことも許されている。

しかしながら、多くの職業で、未だ婦人に対する伝統的偏見があり、専門的職業においても婦人の数はごく限られている。地方の少年裁判所には婦人の判事がいるが、高等裁判所にはおらず、一般的に、婦人は裁判所の高い地位には敬遠される傾向にある。というのは、婦人の判事は男子に比べ感情的になりやすいのではなからうかと危惧されるからであり、この偏見を打破するには、なお長い時間が必要であろう。他の専門職、例えば、医師、教師、会計士、看護婦等は法律家と比べればずっとよく、婦人は男子と同様有能であり、ある種の職業、とくに、教育や看護の面では男子にまさることを証明している。

雇用者の場合には、婦人は労働条件、安全、雇用の確保、給与等の面で困難に直面している。婦人の多くは、包装等の下級の仕事についており、従つて、婦人の雇用は、単に雇用機会が限られていることだけでなく、昇進、給与の面で進歩のない点に問題がある。

III 働く婦人の対策と問題点

労働法のもとで、夜業、一定時間を超える労働、とくに危険有害業務が禁止されている。妊娠中の婦人に対しては更に規定があり、使用者は一定の時間を超えて働かせてはならないと定められている。有給の休日、年次休暇は男女共に与えられる。

問題は、零細企業が広く散らばり、監督が十分できないことである。タイにおける婦人の進歩は未だ始まつたばかりで、文盲が多く、使用者、婦人労働者双方が法律で定められている権利について知らないことが多い。

この10年間、タイでは同一労働同一賃金の原則は労働法のもとに確立されているが、問題は実際の適用にあり、とくに同一価値の労働の評価と、男女労働者の報酬決定に際し、性による差別の排除を如何に行なうかである。もう一つの問題は、同一賃金原則を支える最低賃金法の欠如である。さらに、多くの婦人が法律に定められている経済的諸権利を十分活用できるより教育されていない点にある。

タイでは、社会保障制度によつてカバーされない地域では、使用者は労働法により、雇用する婦人労働者の出産費用を支払う義務づけられている。婦人労働者は産前1カ月、産後1カ月の出産休暇が与えられる。しかし、零細企業では資金不足から、しばしば法に違反することが多い。

IV 家族の問題と福祉対策

近年のタイの家族生活は転換期にあり、次のような現象がみられる。

1. あらゆる階層で主婦は働きに出ることに関心を示している。例えば、
 - a. 低収入階層では、主婦は家計の補いのために収入を得たがつており、肉体労働、時には建築現場で働いたり、食物を売り歩いたり、化学工場、繊維工場等で働く。また、あるものは、家で小商いなどをする。
 - b. 中位収入階層では、主婦はある程度の教育をうけており、秘書、美容師、事務員、公務員等になる。

c、高収入階層では、主婦は高い教育を受けているので、その資格を生かして結婚前も後も仕事についている。主婦はまた、奉仕活動、とくに社会福祉の面に働いている。かくして間接的に国の経済に寄与している。

2. 近年、マス・メディアの部門に大きな進歩がみられ、あらゆる階層の人々がラジオやテレビに関心をもち、低収入階層でさえ、テレビを買うことに一生けん命である。

地方では、殆んどどの家庭がラジオをもち、これが人々の福祉の巾を広げ、家庭外の娯楽に金を使う機会を少なくしている。また、ラジオやテレビが人々の考え方や生活様式に大きな影響を与えていることも、見逃すことはできない。

3. 家族数はだんだん少なくなっている。若者の多くは地方のわが家を離れ、仕事を探して大都会へと出ていく。これも又、通信と運輸の発達により可能となつた。以前には、家族は三世代が一つ屋根の下に暮らしていたものである。

4. 食事慣習も変つてきている。主婦が働きに出るので、インスタント物が利用されるようになり、レストランでの食事も多くなり、裕福な家庭では出前をとつたりする。

以上のような現象のもたらす影響として次のようなことが起つている。

1. 主婦が家庭の外で過す時間が多くなつたことにより、家庭内の暖かさや家族関係に影響を及ぼしている。子どもは時折愛情の欠如に不満をもち、これが子どもの肉体的、精神的低下をもたらしている。

2. 子どもの監督が行き届かず、非行問題をおこす。

3. 家族数が少くなり、老人の手助けがなくなり、生活費の上昇により家事使用人を雇うことが困難となつたので、学令前の子は、保育所等家庭の外で世話されるようになってきている。しかし、この施設が必ずしも満足すべき保育の条件を備えていない。

4. 人々は以前に比べ信心深くなくなり、今日の若い世代の気質は自己中心的になつている。

このような家庭生活の変化をもたらした要因は種々考えられるが、まずあげられるのは経済的要因である。国の経済的發展に伴つて収入並びに支出が増加し、これが生活費の著しい上昇をもたらした。次に人口の都市集中である。地方から首都や大都市に移動して人の数は年々増加し、都市に人口が集中した。次は住宅問題で、人口の都市集中に伴い、住宅の不足、質の低下がみられる。また、交通事情が人口の増加に伴わず、その結果、労働者は工場街や職場の近くに臨時に小屋を建て、これがスラム地帯をつくり出すことになり、家族や子どもの生活に悪い影響を与えている。

タイでは、通常妻も夫と共に働くので活動的であり、また、離婚を不名誉と考えているので、離婚は比較的少い。

しかし、若くして結婚するため、家庭責任を負いきれない。夫婦間の理解の不足、経済破綻、夫の親族との不和などから離婚、別居があり、これは少年非行に少なからぬ影響を与えているとみられる。すなわち、統計をみると、1968年、3221名の子どもが教養院に入れられたが、その50%がいわゆる崩壊家庭から出たものであつた。

家族の福祉にとつて最も望ましいのは、夫が安定した職をもつこと、また、妻としては、夫の収入が十分でない時は収入のある仕事について家計を補助することである。

国としては、国の経済に見合つた人口を確保するための家族計画に対するサービス、これに関連した教育の普及活動、また、両親が働きに出ている事の子どもの保育等について対策を進めることとしている。

家族計画

タイでは、政府は公式には家族計画政策を認めていないが、公衆保健省はこれを進める方向で対策を行つている。家族計画推進のため医師や

看護婦が訓練され、地方の病院や保健所に派遣される。個人病院では家族計画サービスを行うことは許されるが、広告には許されない。現在、社会福祉全国協議会、家族福祉協会、タイ婦人医療協会が一般に家族計画のサービスを無料で行なっており、この重要性が社会に徐々に評価されるようになってきている。

V 教育振興対策

強力な国家建設のためには、国民の間に知識と技術を広め、責任感を育てなければならないが、これはあらゆる段階の教育を通じてのみ達成することができる。開発途上国にとって教育こそ国の基礎であり、あらゆる段階の教育を推進しなければならない。タイ政府はこの重要性を十分認識している。タイの年間予算のうち教育予算は次のとおりである。

1968年 12億2,697万5,700バーツ

1969年 12億2,894万2,500バーツ

1970年 15億2,310万バーツ

(100円=6バーツ)

以上のように16%の増加である。これには初等教育予算は含まれておらず、それはおよそ年15億バーツである。1970年の初等教育予算は24億9,800万バーツで、1969年の18%増である。

中等教育：

国の教育政策は地方に教育を広めることで年々地方に中等教育施設を建てる予算を増額し、現在文部省に属する中等学校は504校ある。

政府はまた、カナダ政府の資金と技術の援助を得、タイ銀行の資金貸出を得て、全国に12の総合中等学校 (comprehensive secondary school) を設立した。政府はこの計画の満足すべき結果を得るため、1970年に国の予算から必要な予算措置を行なった。

職業教育：

技能労働力の不足は、国の必要を満たす各種生産を抑える結果となつてい
る。タイ政府は職業教育の推進とこのための予算の増加に努力している。
職業教育は過去3年間「職業教育振興計画」の援助をうけてきた。この計
画は、世界銀行並びにタイ銀行の資金援助を受け、また、国の予算からの
補助により財政をまかなっている。この計画のもとに、職業教育部に属す
る24の農業学校と、移動職業訓練校を9校ふやし計38校とし、さらに、
短期職業訓練校を4校設立し、1970年に3万名の生徒を訓練する計画
である。

教員養成：

教員不足は、国の教育振興にとり大きな障害の一つである。タイ政府は
この問題に対処するため、とくに、有資格教員、初等教育教員の不足に対
処するため、毎年教員養成のため多額の予算措置を講じている。1970
年には、国の教員養成のための予算は前年より46.97%増加し、この結
果、教員養成部はすべての教育レベルの教員養成を増やすことができると
となつた。

これにより1972年までに21,900人の公立学校教員が養成され、
19,000人の不足をカバーできるであろう。教員不足の問題もこと2、
3年の間に漸次減少するであろう。

高等教育：

政府は、1969年より9.77%の予算を増額して、高等教育の水準向
上を行う。この増額は、教授法の改善、大学教員数の増加、現存施設の拡
充、最新教授法の採用等に用いられる。

タイ政府は、現在、国の経済開発のため国民の中間階級に期待をかけて
おり、このため中等教育の振興に力をいれねばならない。この目的達成の
ため、中等教育を終えた後、程度の高い職業訓練をうける学生や進学せず
に職業につく学生の教育のため1956年に総合訓練校が設立された。
また別のこの種の学校は、農村地帯で農業教育を行っている。中等教育施

設数は毎年増加しており、教育は国の発展につとめます重要な役割をもつてきている。

昭和44年度 婦人関係行政セミナー実施要綱

1. 趣 旨

開発途上諸国政府機関において婦人関係行政を担当する者に対して、わが国婦人関係行政の現状並びに婦人の実情を紹介し、婦人問題に関する研修を行なうことによりこれら諸国の婦人関係行政の発展に寄与することを目的とする。

2. 期 間

昭和45年3月15日(日)～4月20日(月)

3. 実施機関

労働省婦人少年局

海外技術協力事業団

4. 実施場所

中央研修センター

5. 参加人員 8名

6. 参加資格

- (1) 婦人関係行政を担当する政府機関の中堅幹部職員、または関係公的機関の事業に参画するもの。但し婦人であること。
- (2) 原則として年令25才以上40才未満の者
- (3) 英語に堪能な者
- (4) 3年以上の職業経験をもつこと

7. 研修内容

- (1) わが国における婦人関係行政機関、施設事業等の説明、見学
- (2) 参加者提出のレポートにもとづく発表と討論